

工事契約約款改正

契約の保証（約款第4条）

改正後	改正前
<p>(契約の保証)</p> <p>第4条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。</p> <p>(1) 契約保証金の納付</p> <p>(2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供</p> <p>(3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、発注者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証</p> <p>(4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証</p> <p>(5) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結</p> <p><u>2 受注者は、前項の規定による保険証券の寄託に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）であって、当該履行保証保険契約の相手方が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保険証券を寄託したものとみなす。</u></p> <p><u>3 第1項</u>の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第<u>6</u>項において「保証の額」という。）は、請負代金額の10分の1以上としなければならない。</p> <p><u>4～7</u> 省略</p>	<p>(契約の保証)</p> <p>第4条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。</p> <p>(1) 契約保証金の納付</p> <p>(2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供</p> <p>(3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、発注者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証</p> <p>(4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証</p> <p>(5) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結</p> <p>（新設）</p> <p><u>2 前項</u>の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第<u>5</u>項において「保証の額」という。）は、請負代金額の10分の1以上としなければならない。</p> <p><u>3～6</u> 省略</p>

※電子保証の導入に伴う改正

現場代理人及び主任技術者等（約款第10条）

改正後	改正前
<p>（現場代理人及び主任技術者等） 第10条 受注者は、次の各号に掲げる者を定めて工事現場に設置し、設計図書に定めるところにより、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。</p> <p>(1) 現場代理人 (2) 主任技術者（建設業法第26条第2項に該当する場合にあっては監理技術者、同条第3項に該当する場合にあっては専任の主任技術者又は監理技術者、同項第2号に該当する場合にあっては監理技術者補佐（建設業法第26条第3項第2号に規定する者をいう。以下同じ。）） (3) 専門技術者（建設業法第26条の2に規定する技術者をいう。以下同じ。） 2～5 省略</p>	<p>（現場代理人及び主任技術者等） 第10条 受注者は、次の各号に掲げる者を定めて工事現場に設置し、設計図書に定めるところにより、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。</p> <p>(1) 現場代理人 (2) 主任技術者（建設業法第26条第2項に該当する場合にあっては監理技術者、同条第3項に該当する場合にあっては専任の主任技術者又は監理技術者、同項ただし書に該当する場合にあっては監理技術者補佐（建設業法第26条第3項ただし書に規定する者をいう。以下同じ。）） (3) 専門技術者（建設業法第26条の2に規定する技術者をいう。以下同じ。） 2～5 省略</p>

※公共工事標準請負契約書約款の改正に伴う改正

工期の変更方法（約款第23条）

改正後	改正前
<p>（工期の変更方法）</p> <p>第23条 工期の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。</p> <p>2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が工期の変更事由が生じた日（第21条の場合にあっては発注者が工期変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては受注者が工期変更の請求を受けた日）から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。</p> <p><u>3 発注者は、第一項の協議に当たっては、受注者からの意見の趣旨をできる限り勘案し十分な協議を行うように留意するとともに、受注者との間で協議が整わなかったこと又は当該協議に関して受注者が第58条に規定するあっせん若しくは調停を請求したこと又は第59条に規定する仲裁を申請したことを理由として不利益な取扱いをしてはならない。</u></p>	<p>（工期の変更方法）</p> <p>第23条 工期の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。</p> <p>2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が工期の変更事由が生じた日（第21条の場合にあっては発注者が工期変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては受注者が工期変更の請求を受けた日）から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。</p> <p>（新設）</p>

※公共工事標準請負契約書約款第24条改正に伴う改正

- ・協議においては、受注者の意見の趣旨をできる限り勘案し十分な協議を行うよう留意する旨を規定
- ・協議が整わなかったこと等をもって不利益取扱いを行わないことを明確化

請負代金額の変更方法等（約款第24条）

改正後	改正前
<p>（請負代金額の変更方法等）</p> <p>第24条 請負代金額の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。</p> <p>2 省略</p> <p><u>3 発注者は、第一項の協議に当たっては、受注者からの意見の趣旨をできる限り勘案し十分な協議を行うように留意するとともに、受注者との間で協議が整わなかったこと又は当該協議に関して受注者が第58条に規定するあつせん若しくは調停を請求したこと又は第59条に規定する仲裁を申請したことを理由として不利益な取扱いをしてはならない。</u></p> <p>4 省略</p>	<p>（請負代金額の変更方法等）</p> <p>第24条 請負代金額の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。</p> <p>2 省略 （新設）</p> <p>3 省略</p>

※公共工事標準請負契約書約款第25条改正に伴う改正

- ・協議においては、受注者の意見の趣旨をできる限り勘案し十分な協議を行うよう留意する旨を規定
- ・協議が整わなかったこと等をもって不利益取扱いを行わないことを明確化

賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更（約款第25条）

改正後	改正前
<p>（賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更）</p> <p>第25条 発注者又は受注者は工期内で、かつ、請負契約締結の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不相当となったと認めるときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。</p> <p>2～8 省略</p> <p><u>9 発注者は、第3項又は第7項の協議に当たっては、受注者からの意見の趣旨をできる限り勘案し十分な協議を行うように留意するとともに、受注者との間で協議が整わなかったこと又は当該協議に関して受注者が第58条に規定するあつせん若しくは調停を請求したこと又は第59条に規定する仲裁を申請したことを理由として不利益な取扱いをしてはならない。</u></p>	<p>（賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更）</p> <p>第25条 発注者又は受注者は工期内で、かつ、請負契約締結の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不相当となったと認めるときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。</p> <p>2～8 省略</p> <p>（新設）</p>

※公共工事標準請負契約書約款第26条改正に伴う改正

- ・ 協議においては、受注者の意見の趣旨をできる限り勘案し十分な協議を行うよう留意する旨を規定
- ・ 協議が整わなかったこと等をもって不利益取扱を行わないことを明確化

前金払（約款第35条）

改正後

改正前

（前金払）

第35条 受注者は、保証事業会社と、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第5項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、頭書の前払金額を超えない額の前払金の支払を発注者に請求することができる。

2 受注者は、前項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。

3 発注者は、第1項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から14日以内に前払金を支払わなければならない。

4～6 省略

7 発注者は、受注者が第5項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。

（前金払）

第35条 受注者は、保証事業会社と、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第5項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、頭書の前払金額を超えない額の前払金の支払を発注者に請求することができる。

（新設）

2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から14日以内に前払金を支払わなければならない。

3～5 省略

6 発注者は、受注者が第4項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。

※電子保証の導入に伴う改正

中間前金払（第35条の2）

改正後

改正前

（中間前金払）

第35条の2 受注者は前条の規定により前払金の支払いを受けた後、次の各号に掲げる要件の全部を満たした場合において、保証事業会社と中間前金払に関し、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする保証契約を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、頭書の中間前払金を超えない額の中間前払金の支払を発注者に請求することができる。ただし、第38条（第41条及び第42条において準用する場合を含む。）の規定に基づく部分払の請求をした後においては、この限りでない。

(1)～(3) 省略

2 受注者は、前項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。

3～4 省略

5 前各項に定めるもののほか、中間前払金については、前条第4項から第7項までの規定を準用する。この場合において、同条第5項中「受領済みの前払金額」とあるのは「受領済みの前払金額（前払金及び中間前払金を加算した額）」とする。

（中間前金払）

第35条の2 受注者は前条の規定により前払金の支払いを受けた後、次の各号に掲げる要件の全部を満たした場合において、保証事業会社と中間前金払に関し、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする保証契約を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、頭書の中間前払金を超えない額の中間前払金の支払を発注者に請求することができる。ただし、第38条（第41条及び第42条において準用する場合を含む。）の規定に基づく部分払の請求をした後においては、この限りでない。

(1)～(3) 省略

（新設）

2～3 省略

4 前各項に定めるもののほか、中間前払金については、前条第3項から第6項までの規定を準用する。この場合において、同条第4項中「受領済みの前払金額」とあるのは「受領済みの前払金額（前払金及び中間前払金を加算した額）」とする。

※電子保証の導入に伴う改正

保証契約の変更（第36条）

改正後	改正前
<p>（保証契約の変更） 第36条 受注者は、第35条第5項（前条第5項の規定において準用する場合を含む。）の規定により受領済みの前払金又は中間前払金に追加して、さらに前払金又は中間前払金の支払を請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。</p> <p>2 省略</p> <p>3 受注者は、第一項又は第二項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。</p> <p>4 省略</p>	<p>（保証契約の変更） 第36条 受注者は、第35条第4項（前条第4項の規定において準用する場合を含む。）の規定により受領済みの前払金又は中間前払金に追加して、さらに前払金又は中間前払金の支払を請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。</p> <p>2 省略 （新設）</p> <p>3 省略</p>

※電子保証の導入に伴う改正

前払金の使用等（第37条）

改正後	改正前
<p>（前払金の使用等） 第37条 受注者は、前払金及び中間前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。ただし、前払金の100分の25を超える額及び中間前払金を除き、この工事の現場管理費及び一般管理費のうちこの工事の施工に要する費用に係る支払に充当することができる。</p>	<p>（前払金の使用等） 第37条 受注者は、前払金及び中間前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。ただし、<u>令和8年3月31日までに新たに請負契約を締結する工事に係る前払金のうち令和8年3月31日までに払出しが行われるものについては</u>、前払金の100分の25を超える額及び中間前払金を除き、この工事の現場管理費及び一般管理費のうちこの工事の施工に要する費用に係る支払に充当することができる。</p>

※令和7年度より前払金の用途拡大に関する特例が恒久化したことによる改正

債務負担行為に係る契約の前金払及び中間前払金の特則（第41条）

改正後	改正前
<p>(債務負担行為に係る契約の前金払及び中間前払金の特則)</p> <p>第41条 債務負担行為に係る契約の前金払及び中間前払金については、第35条及び第35条の2中「契約書記載の工事完成の時期」とあるのは、「契約書記載の工事完成の時期（最終の会計年度以外の会計年度にあっては、各会計年度末）」と、第35条第4項（第35条の2第5項において準用する場合を含む。）中「請負代金額」とあるのは「当該会計年度の出来高予定額（前会計年度末における第38条第1項の請負代金相当額（以下この条及び次条において「請負代金相当額」という。）が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合において、当該会計年度の当初に部分払をしたときは、当該超過額を控除した額）」と、第35条第6項及び第7項（第35条の2第5項において準用する場合を含む。）並びに第36条中「請負代金額」とあるのは「当該会計年度の出来高予定額（前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合において、当該会計年度の当初に部分払をしたときは、当該超過額を控除した額）」と読み替えて、これらの規定を準用する。ただし、この契約を締結した会計年度（以下「契約会計年度」という。）以外の会計年度においては、受注者は、発注者の予算の執行が可能となる時期以前に前払金及び中間前払金の支払を請求することはできない。</p> <p>2～3 省略</p> <p>4 第1項の場合において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときには、その額が当該出来高予定額に達するまで前払金及び中間前払金の保証期限を延長するものとする。この場合においては、第36条第4項の規定を準用する。</p>	<p>(債務負担行為に係る契約の前金払及び中間前払金の特則)</p> <p>第41条 債務負担行為に係る契約の前金払及び中間前払金については、第35条及び第35条の2中「契約書記載の工事完成の時期」とあるのは、「契約書記載の工事完成の時期（最終の会計年度以外の会計年度にあっては、各会計年度末）」と、第35条第3項（第35条の2第4項において準用する場合を含む。）中「請負代金額」とあるのは「当該会計年度の出来高予定額（前会計年度末における第38条第1項の請負代金相当額（以下この条及び次条において「請負代金相当額」という。）が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合において、当該会計年度の当初に部分払をしたときは、当該超過額を控除した額）」と、第35条第5項及び第6項（第35条の2第4項において準用する場合を含む。）並びに第36条中「請負代金額」とあるのは「当該会計年度の出来高予定額（前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合において、当該会計年度の当初に部分払をしたときは、当該超過額を控除した額）」と読み替えて、これらの規定を準用する。ただし、この契約を締結した会計年度（以下「契約会計年度」という。）以外の会計年度においては、受注者は、発注者の予算の執行が可能となる時期以前に前払金及び中間前払金の支払を請求することはできない。</p> <p>2～3 省略</p> <p>4 第1項の場合において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときには、その額が当該出来高予定額に達するまで前払金及び中間前払金の保証期限を延長するものとする。この場合においては、第36条第3項の規定を準用する。</p>

※電子保証の導入に伴う改正

情報通信の技術を利用する方法（第60条）

改正後	改正前
<p>（情報通信の技術を利用する方法） 第60条 この約款において書面により行わなければならないとされている催告、請求、通知、報告、申出、承諾、解除及び指示は、建設業法その他の法令に違反しない限りにおいて、<u>電磁的方法</u>を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。</p>	<p>（情報通信の技術を利用する方法） 第60条 この約款において書面により行わなければならないとされている催告、請求、通知、報告、申出、承諾、解除及び指示は、建設業法その他の法令に違反しない限りにおいて、<u>電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法</u>を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。</p>

※電子契約・電子保証の導入に伴う改正